

【オプトレ!】店頭通貨バイナリーオプション取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
第 8 条 (口座の開設手続および名義)	4. お客様が前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客様の本口座および外貨 ex 口座または、 <u>投資信託口座</u> の機能の全部もしくは一部を停止または閉鎖することができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。	4. お客様が前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客様の本口座および外貨 ex 口座の機能の全部もしくは一部を停止または <u>解約</u> することができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。
第 27 条 (免責事項)	1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。 (省略) (10) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、 <u>閉鎖</u> 等に基づきお客様に発生した損害。	1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。 (省略) (10) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、 <u>解約</u> 等に基づきお客様に発生した損害。
第 29 条 (本口座の停止または閉鎖)	1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客様は停止された範囲において本口座での預託金の出金、注文等ができなくなります。 (1) お客様が当社に対し本口座、外貨 ex 口座または、 <u>投資信託口座</u> のいずれかの停止の申し入れをした時。 (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。 (3) 第 37 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客様が同意しない時。 (4) お客様が第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。 (5) 外貨 ex 口座または、 <u>投資信託口座</u> が停止された時。 (6) 当社により過誤入金がなされた時。 (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。 2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は <u>閉鎖</u> されることとします。 (1) お客様が当社に対し本口座、外貨 ex 口座または、 <u>投資信託口座</u> のいずれかの <u>閉鎖</u> の申し入れをした時。 (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の <u>閉鎖</u> を通告した時。 (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。 (4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法ま	1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客様は停止された範囲において本口座での預託金の出金、注文等ができなくなります。 (1) お客様が当社に対し本口座、 <u>または外貨 ex 口座</u> のいずれかの停止の申し入れをした時。 (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。 (3) 第 37 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客様が同意しない時。 (4) お客様が第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。 (5) 外貨 ex 口座が停止された時。 (6) 当社により過誤入金がなされた時。 (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。 2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は <u>解約</u> されることとします。 (1) お客様が当社に対し本口座、 <u>または外貨 ex 口座</u> の <u>解約</u> の申し入れをした時。 (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の <u>解約</u> を通告した時。 (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。 (4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法ま

<p>たは不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) 本口座、外貨 ex 口座または、<u>投資信託口座が閉鎖された時</u>。</p> <p>(8) お客さまが、当社が認めていないシステムツールを利用して取引を行っている当社にて判断した場合。</p> <p>(9) <u>お客さまが外国 PEPs (Politically Exposed Persons の略。外国の政府等において重要な地位を占める者 (外国の国家元首等) とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。) に該当することが判明した場合。</u></p> <p>(10) <u>前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>(省略)</p> <p>4. 本口座が閉鎖される場合において、お客さまが当社と行う本取引において購入済みで取引期間中のオプションがある時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、当社は、お客さまの計算において売却取引等により決済した上で、第21条および(充当の指定)第19条(差引計算)に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算できるものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p>	<p>たは不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客さまが第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) 本口座、外貨 ex 口座が<u>解約された時</u>。</p> <p>(8) お客さまが、当社が認めていないシステムツールを利用して取引を行っている当社にて判断した場合。</p> <p>(9) <u>前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>(省略)</p> <p>4. 本口座が解約される場合において、お客さまが当社と行う本取引において購入済みで取引期間中のオプションがある時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、当社は、お客さまの計算において売却取引等により決済した上で、第21条および(充当の指定)第19条(差引計算)に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算できるものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p>
--	---

<p>第 37 条 (外国口座 税務コン プライ アンス法 (FATCA))</p>	<p>米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国 口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の (1)、(2) または(3) に該当する場合および該当する可能性がある と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客 さまの情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、 口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する 情報) を米国税務当局に提供することがありますが、本約款の定め により、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて 同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織。 (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米 国法人またはその他の組織。 (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条 および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きま す。)</p>	<p>(記載なし)</p>
---	---	---------------